

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第51条、第52条第2項及び第55条の規定に基き自衛官の居住場所に関する訓令を次のように定める。

昭和29年10月20日

防衛庁長官 木村篤太郎

自衛官の居住場所に関する訓令

改正 昭和33年7月23日庁訓第63号
昭和35年4月30日庁訓第24号
昭和37年10月12日庁訓第64号
昭和37年11月1日庁訓第73号
昭和59年6月30日庁訓第37号
平成元年3月4日庁訓第6号
平成3年4月12日庁訓第27号
平成9年1月17日庁訓第1号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年8月30日省訓第145号
平成22年9月30日省訓第35号
平成27年10月1日省訓第39号
平成29年6月8日省訓第38号
令和2年6月30日省訓第39号
令和2年12月28日省訓第67号

（営舎内居住）

第1条 自衛隊法施行規則（以下「規則」という。）第51条本文の規定により営舎内に居住すべきものとされている自衛官は、それぞれの勤務する防衛省本省の内部部局、施設等機関、幕僚監部、統合幕僚学校、自衛隊の部隊若しくは機関、情報本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局又は防衛装備庁（以下「部隊等」という。）のために設けられた営舎に居住するものとする。

2 前項に規定する自衛官で部隊等に営舎がないか又は不足しているため営舎内に居住することができないものは、営舎外に居住するものとする。

（営舎外居住の許可）

第2条 前条第1項に規定する自衛官のうち、次の各号に掲げる者は、順序を経て、別に指定する部隊等の長（以下「部隊等の長」という。）に対し、営舎外居住許可申請書（別

紙様式第1)を提出して、営舎外居住の許可を申請することができる。

(1) 陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は1等陸曹、1等海曹若しくは1等空曹である自衛官

(2) 2等陸曹、2等海曹又は2等空曹である自衛官で年齢30歳以上の者

(3) 前2号に掲げる自衛官以外の者で親族又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を扶養し又は保護するため営舎外に居住しようとする者

2 前項の申請を経由する直属上官は、当該申請について自己の意見を附してこれを上申するものとする。

3 部隊等の長は、第1項の申請があつた場合において、隊務運営上支障がなく、かつ、その居住しようとする場所が第6条に該当しないと認めるときは、営舎外居住を許可することができる。

第3条 前条の規定は、一般幹部候補生で一般幹部候補生を命ぜられる前に前条第3項により営舎外居住を許可されていたものを除き、幹部自衛官の候補者である自衛官については適用しない。

第4条 医科幹部候補生、歯科幹部候補生、薬剤科幹部候補生又は看護科幹部候補生は、実地修練等のための必要により営舎外に居住しようとするときは、順序を経て、部隊等の長に対し、営舎外居住許可申請書を提出して、営舎外居住の許可を申請することができる。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の申請があつた場合の手續について準用する。
(営舎外居住許可の取消)

第5条 第2条第3項又は第4条第2項により営舎外居住を許可されている自衛官は、営舎外居住を許可された理由となつた事情がなくなつたときは、直ちにその旨を部隊等の長に報告しなければならない。

2 部隊等の長は、前項の報告を受けた場合又は営舎外居住を許可した理由がなくなつたと認める場合には、当該営舎外居住の許可を取り消すものとする。

(営舎外居住者の居住場所)

第6条 営舎外に居住する自衛官(規則第52条に規定する陸上自衛官及び海上自衛官を除く。)の居住場所は、勤務する場所から著しく遠距離であるか又は勤務する場所との交通が著しく不便である場所であつてはならない。

(住所届出)

第7条 営舎外に居住する自衛官(第2条第3項により営舎外居住の許可を受けた者を除く。)は、その勤務する部隊等の長に住所届(別紙様式第2)を提出しなければならない。

2 営舎外に居住する自衛官は、住所を変更したときは、住所変更届(別紙様式第3)を部隊等の長に提出しなければならない。

(営舎内居住命令)

第8条 規則第55条に規定する防衛大臣の指定する者は、当該自衛官の部隊等の長とする。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和29年10月20日から施行する。但し、航空自衛官については、昭和

29年7月1日から適用する。

2 この訓令施行の際現に営舎外居住を許可されている自衛官でこの訓令第2条又は第4条に定める許可の条件に該当するものは、この訓令により営舎外居住を許可されたものとみなす。

3 保安官の居住場所に関する訓令（昭和28年保安隊訓令第2号）は、廃止する。

4 警備官の居住場所に関する訓令（昭和28年警備隊訓令第19号）は、廃止する。

附 則（昭和33年7月23日庁訓第63号）（抄）

1 この訓令は、昭和33年7月23日から施行する。

附 則（昭和35年4月30日庁訓第24号）（抄）

1 この訓令は、昭和35年5月10日から施行する。

附 則〔昭和37年10月12日庁訓第64号）

この訓令は、昭和37年10月12日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成3年4月12日庁訓第27号）

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日省訓第35号）（抄）

1 この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日省訓第38号）（抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成29年6月8日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日省訓第39号) (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和2年6月30日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日省訓第67号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現のあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙様式第1（第2条関係）

営舎外居住許可申請書

年 月 日

殿

所属 階級 氏 名

下記により営舎外居住の許可を申請します。

記

- 1 居住しようとする場所（借家又は間借の場合は所有者の氏名及び職業を付記すること。）
- 2 許可申請の理由
- 3 勤務する場所までの所要時間及び経路
（略図）
- 4 扶養親族の内容

氏 名	年 令	続 柄	住 所

直属上官の意見

職名 階級 氏 名

別紙様式第2（第7条関係）

住 所 届

年 月 日

殿

所属 階級 氏 名

下記のとおり住所を届けます。

記

- 1 住所（借家又は間借の場合は所有者の氏名及び職業を付記すること。）
- 2 勤務する場所までの所要時間及び経路
（略図）

別紙様式第3（第7条関係）

住 所 変 更 届

年 月 日

殿

所属 階級 氏 名

私は下記のとおり住所を変更しましたから届けます。

記

- 1 前住所
- 2 新住所（借家又は間借の場合は所有者の氏名及び職業を付記すること。）
- 3 勤務する場所までの所要時間及び経路
（略図）